幕末期萩藩における給領取立農兵

――寄組浦家を事例として―

じめに

は

の中核に位置付ける見解を通説としてきたように思う。 事力の改革を議論することなく、奇兵隊に代表される諸隊を、 事例によって明らかにしたような、 られていない。このような研究の偏在は、熊沢徹氏が幕府軍制改革の 州藩軍事力の中核をなしているにも拘わらず、これまでほとんど論じ なかでも、 な研究蓄積がある。 動員体制の下に進行する。 隊や農町兵の取り立てが行われ、攘夷に備えた沿岸警衛の整備、 身分制に依拠した軍事力に代わる新しい軍事力として、 が組織した農兵隊等については、十分な注意が払われてこなかった。 は、討幕派軍隊の形成とその特質の解明という研究視角に基づく膨大 禁門の変後には、征長軍の進入に備える国土防衛戦争への準備が、 洋式銃隊化が推進されるとともに、奇兵隊をはじめとするいわゆる諸 幕末の長州藩では、 高禄家臣団諸家の軍事力は、 その一方で、支藩や家臣団諸家の軍事力、代官所 対外的危機意識の高まりのなかで、藩軍事力の このうち、 極めてドラスティックな封建的軍 戊辰戦争期にも諸隊と共に長 いわゆる諸隊軍事力について 長州藩軍事力 、近世の 殊に 総

上 田 純 子

かを検証することは、身分制に基づき編成された封建的軍事力の変 ŋ しかし、特に禁門の変以降の長州藩は、 格として論じた。本稿もこの久留島氏の業績に負うところが大きい。 けて整理し、これを幕藩体制下における身分と役との関係の歴史的性 という自己認識に基づく豪農層(草莽層)が自ら組織する農兵とに分 分規定について、時期を追って見てみることとしたい。 例として、この給領取立農兵の、家臣団諸家軍事力における役割と身 り立てた農兵の存在も指摘されている。本稿では、 兵を編成した郷勇隊がよく知られているが、家臣団諸家が給領から取 取り上げる。 材として、高禄家臣諸家による百姓身分——農兵の動員という問題を 武家奉公人への身分変更という手順を経て組織する、あるいは「士」 定された百姓としての農兵と、 おく必要がある。久留島氏は、幕末期の農兵について、郷土防衛に限 この問題に関わって、久留島浩氏の「近世の軍役と百姓」を挙げて 本稿では、 そのような状況下に兵と農の身分規定が如何なる状態であったの 長州藩の農兵隊は、諸郡代官所が管轄下の蔵入地取立農 長州藩におけるこの封建的軍事力の改革を議論する一 幕藩領主が「士」またはそれに準じる 国土防衛戦争の非常事態にあ 萩藩寄組浦家を事

史

質・解体過程を解明する上で重要な作業であると考える。

八冊分について、今回分析の対象とした。 政四年(一八五七年)から明治元年(一八六八年)までの一二年間一靱負元襄の日記――以下「浦日記」を使用する。全六二冊のうち、安なお本稿では、浦家の動向を知る史料として、幕末期の当主である

浦家の給領取立農兵

① 浦家の農兵取立

こから、浦家では安政五年以前より、給領での農兵取立を行っていた としたものと推察される。 り、その給領での農兵取立も、 而已に而者難行届に付、 された際、 と確認出来る。 東西二組の手頭以下農兵が、祭式の中に組み込まれたと判明する。 頭弐人宛之事」とあり、安政五年(一八五八)より神明を起すのに、 払う。同書付には「去年之通り神明起、手頭・農兵弐拾五人宛、此手 組に分かれて各々神明と称する大鉾を競い立て、これを燃して災厄を 氏の祖先である乃美宗勝の武勲を称えることに始まるとされ、東西二 心である上関宰判伊保庄阿月で毎年小正月に行われる祭礼であり、 年(一八五九)の「神明祭式書付」である。神明祭は、浦家給領の中 も早い記載は、 浦家の農兵取立について、本稿が検討の対象とした「浦日記」の最 「御両国御手広之海岸急変之節、 **靱負は同五年夏の藩政改革過程で藩政釐革要項が諮問** 文久元年(一八六一)一月一六日条における、安政六 農兵御引立置肝要」との意見を提出してお 主に瀬戸内に面した給領の海防を目的 防禦方之儀、在住之諸士 ے 浦

の願い出とその裁定が記載されている。次にそれを見てみよう。差閊・病気により断りを申し出た者の入替の記事と共に、農兵側から文久二年(一八六二)三月二六日条には、この農兵のうち、老衰・

候間、 段、敦之助窺侯間、 阿月東西農兵共よ、 有之節ハ終身成共、其時ニ応し詮議被仰付候而ハ如何可有之哉之 御免相成候而も可然、 仰付候様、 御座候間、 申而者何か之時腰重ク、或ハ引付抔いたし候而ハ、其詮無之儀 出張之日限ニ応し、一ヶ年成共二ヶ年・三ヶ年成共、又功 両条願出候、 常々一刀丈相帯候義被差免候樣、 非常之節者ハ帯刀御免ニ而候処、 其通りニ而悪かるましく段、相答候事 足役御免之義者、 右ニ付、於下致詮義候処、一刀丈之儀 多人数故惣之及迷惑義 将又常々足役御免被 常々差付不

免除等の諸特権の付与を提示することによって、 兵をあくまでも百姓身分として把握し、それに帯刀や勤功による足役 数・勤功によってその都度詮議することを決定している。浦家は、 足役免許は、惣すなわち給領全体の迷惑になるとして却下、出張日 る。 請への出人足など、百姓夫役の一つである足役の免除の二点を願い出 らの一刀帯刀という特権の免許と、公用交通に関する人馬出勤や諸普 る。 農兵としての務めのほかに、 向上・身分的特権獲得の回路であり、 しているのである。 るが、これは戦闘員として武器の携行が許可されたものと理解出来 この願い出以前から、農兵には非常有事の際の帯刀が免じられて しかし日頃の帯刀は許可されておらず、そこで農兵側は、日頃か この願い出に対し浦家では、一刀帯刀は許可するが、 農兵側にとってもそれは、 献金等浦家に対し積極的な働きかけを行 農兵を務める百姓のなかには、 地域社会における地位 その献身を得ようと 農兵全員の

う者も見受けられる。 で農兵を務めた為蔵に対する、浦家からの賞美の文言である。 次に引用するのは、文久三年(一八六三) 春ま

蔵

は

汰候、以上 差免候条此段· 用之内江被相加、屹与御用ニ相立候旁、厚志之程達 今御時勢ニ付、 候段沙汰相成候処、 当春農兵被差除、 右先年農兵御撰取被仰付、尔来堅固之覚悟罷居候処、 (朱) 少々詮議相替、 御上下被差下、 速ニ遂其節、 将亦為御武備昨年金千両御頼母子御取建二付、 依之格別之御詮議を以、足役被差除、 報国之志を以際々余分遂献金候ニ付、 忰嘉吉江後役被仰付候処、 永代苗字被差免、 明暮并ニ有廉節御勤被差免候条、此段可有沙 且今般 速ニ御請申上、 御出張之節、 明暮并二有廉節御勤且上下着用被 実ニ神妙之者ニ候、 忰嘉吉義御供被仰付 是亦其覚悟堅固之者 証人百姓ニ被仰 今般御武備 加入被仰付 御繰合を以 就而、 上聞、 神 方

層

候処、

実のため組まれた頼母子への加入や、武備用に供するための四○両の との請書を提出し、 滋之助出張供の命を蒙ったことに対し「乍不肖抛身命御奉公申上度」 の免除や証人百姓の地位、苗字・上下着用等の特権を得たのである。 献金等、浦家に対する出金である。これらの功績により、 れたことを受け、阿月知行所内の庄屋等四人が献金を願ったことによ の忰嘉吉の、農兵としての心構えであり、 この時賞美を受けた一人に、農兵手頭を務める禎蔵もいる。禎蔵は この賞美は、 引用中で賞美の対象とされているのは、一つは為蔵本人およびそ 同年九月、浦家嫡子滋之助親教が御上京御供を命じら 武備用として二十両を献金したこと、また万延元 もう一つは文久二年武備充 為蔵は、足役

> 年浦氏の知行所引越しに際しても、畳表数枚を献じたことにより、 代苗字が免許されている。 社会における地位の向上や諸特権を獲得していったのである。 らは農兵として、また献金を通じて浦家に奉仕し、それによって地域 層によって担われ、継承されるという一面のあったことが窺える。 の農兵が、給領百姓に対し均等に賦課されるものではなく、 な上層農から輩出された者が確認されるのであり、 為蔵が農兵を辞めた後役をその忰が引き継いでいることから、こ 浦家の給領取立農兵には、 また前掲引用で このように富裕 特定の階 彼 永

浦家給領農民による農兵取立への応徴は、情報ネットワークの拡大に 層農との間にも、 の政治社会状況を反映する一方で、そこに幕藩領主からの身分的特権 よる政治情報の拡散と、それに伴う対外的危機意識の浸透という幕末 が、近世中・後期を通じてみられることを指摘したが、給主と給領上 獲得という動機が含まれることを指摘出来るのである。 三宅紹宣氏は、藩庁の、 「の、藩庁による特権付与を期待しての接近、という両者の共生関係 同様の関係が形成されていたと推測される。 豪農層の取り込みによる政策強化と、

2 農兵の地位と自己認識

0

が百姓とともに動員されている事例のなかから、 みることとしたい。 浦家給領における農兵の地位とその自己認識について、 若干の検討を加えて

するが、それは、 の普請・修復のほか、外国船の襲来に備えた菊ヶ浜土塁の築造や、 「浦日記」には、 水害による給領内用水破損個所の普請、 浦家が給領から夫役を徴発し使役する記事が散見 浦氏居宅等

窓

史

とが確認出来る、菊ヶ浜土塁築造の加勢夫について見てみよう。 である。 主の山口移鎮に伴う御屋形地開作の加勢夫等の労役に従事させるもの このなかから、農兵の労役と百姓夫役が同時に徴発されたこ

村からの出役者を記した部分を以下に引用しよう。 村夫四一人宛が、三日で延べ一三五人の加勢を行っている。その嘉万 を載せるが、これによると、 矢野範輔が差配のため出萩し、「嘉万村農兵地下人相交へ四拾人斗」 被仰付」れることが触れ出される。これを受け、浦家では木谷良蔵 迄、心持次第、人役は勿論、何に依らず御入用之品勝手に差上候様! 策略に付、御城下之御固筋不容易御造作之儀に付、 の貢献によって賄うべく、在萩諸士中にも、六月一五日、「攘夷之御 並ぶ軍事上の重要課題であった。 おり、萩守衛設備の充実もまた、山口関門の造営・下関砲台の起工と 萩には領国内金融センターをはじめ城下町としての諸機能が残存して れに伴って藩政運営上の諸機能も漸時山口に移されてはいたが、依然 守衛の一環として重要な意味を持つ。当時藩主は既に山口へ移り、そ 久三年五月以降攘夷を決行する萩藩にとって、萩城およびその城下町 っている。七月二九日条は、その「御加勢面着」として出役者の書上 を動員して、七月八日から一〇日までの三日間、 菊ヶ浜は日本海に面する萩の前庭であり、そこへの土塁築造は、文 浦家は、士分・奉公人併せて四人、嘉万 藩はこの造営事業を萩近郊士民から 土塁築造の加勢を行 在萩の諸士中末々

嘉万村庄屋 袮 三郎兵衛

いる。

久右衛門 吉

は武士と従者とが一つの戦闘ユニットを構成するという、兵の観念に

れは兵としての自己認識、すなわち、武士は従者を召し連れ、

同じ家のなかにあっても、庄屋は下人を伴わないことから、こ

以上四拾壱人

(外二四人略)

の詳しい階層構成は今のところ不明だが、同年一一月九日条には「嘉 席に置かれ、村役人に次ぐ待遇を受けることが判明する。嘉万村給領 と同忰、農兵およびその下人、百姓と続いており、農兵は百姓中の上 る。そして百姓中二七人である。ここでの筆順は、庄屋と同忰、 役人が各一人宛と、 農兵一〇人、 内二人は 各一人宛下人を従えてい 万村領分庄屋、刀袮重蔵年番ニ申付」と記されていることから、 三郎兵衛家と刀袮重蔵家が輪番で給庄屋を勤めていたことが窺える。 この両刀祢家の安蔵と豊三郎は、各々下人を従えて加勢に加わって 嘉万村からの出役人数の内訳は、夫の引率に当る給庄屋・畔頭の村

農兵 同人忰

袮 豊 虎 \equiv 郎 蔵

市 吉

農兵

(外四人略)

口

政 吉

272

指揮を依頼され、

少なくともここからは、 る序列の存在することが指摘出来よう。 両刀袮家の、武士身分意識に裏打ちされたものであるかもしれない。 は下人を連れていないことから、これは、 根ざしたものと考えられる。 農兵のなかに、給領内の階層や地位に相応す しかし、 畔頭忰虎蔵をはじめ、 あるいは苗字を免許された 他の農兵

් ද 事したが、七月二一日、 農と給主との、共生関係の事例であるといえよう。 さて、これら嘉万村出役人数は、萩の浦家屋敷に滞在して労役に従 この飯米供出や、各々忰の農兵への応徴は、 その間の飯米として、二斗宛計六斗の馳走米の供出を申し出てい 刀袮三郎兵衛・久右衛門・刀袮重蔵の三人 前節で見た給領上層

給領取立農兵の 動員

1

よう。 張する京都政局への対応と、御備場・在坂・在京諸士の指揮役を望ま 場への兵力増強の一部であると同時に、島津久光の率兵上京により緊 六日阿月を発て一四日西宮に着、 最初の軍役動員でもある。 れての派遣であり、 浦家軍事力のなかでどのように機能したのか、 **靱負の京摂派遣がある。これは、** 本稿が扱う時期の浦家における農兵動員には、まず文久二年四 軍事行動への動員という局面において、 二一日京都藩邸に入る 浦家にとっては、幕末期に課せられた藩域外への **靱負は見習として嫡子滋之助を伴い、** そこで御備場役人より在京稽古人数 外国船の入港に備える兵庫御備 時期を区切って見てみ この給領取立農兵が 四月

> や小荷駄の運搬等に使役されたものと推察される。 のであり、農兵は、百姓から水陸夫役を徴発する代わりとして、 びその補助員として召し連れられたのは、陪臣と奉公人に限定される 人の五二人がそれを構成しており、農兵以下はその人数に含まれて ある。四月三日条には、 および農兵舸子一一人、その他雇の船頭・舸子等を含め総勢九三人で 通り六人、中間以下の奉公人一〇人と、阿月東西組・相ノ浦等の農兵 この出張に浦家が動員した人数は、 この出張において、浦家の備を構成した、すなわち戦闘員およ 浦家の備立が添付されているが、 陪臣大番通り以上三六人、一己 陪臣と奉公

る。 得宜由ニ付、 の補助員としての扱いを受けていないことが明らかになる。 して把握されていたのであり、 とを示している。このように、文久期の農兵は、名実共に百姓身分と 農兵に対する賞美が、百姓身分に対する特権の付与として行われたこ が確認できる。五月四日条には、そのうちの彦右衛門について、 この人数のうち、小なくとも七人の農兵は、京都まで出張したこと 彦右衛門は、これにより制限付の帯刀特権を得るのだが、これ 廉有節帯刀差免」との詮議物の窺われたことが記載され 浦家備のなかでも、 戦闘員あるいはそ

てみよう。 この滋之助備の備付と着到状が記載されているので、 等からなる一手の備を率いてこれに参加している。 この進発を睨んだ教練が繁枝原で挙行されたが、滋之助は浦家の陪臣 発上京への、嫡子滋之助の御供である。六月四日から六日にかけて、 八・一八政変による失地回復のため計画された、萩藩世子毛利定広進 次に浦家が動員されたのは、元治元年(一八六四)七月、 次に引用するのは、 備付の末尾に記された、 六月六日条には 以下それらを見 備人数の各階 前年

層毎の内訳と総人数である。

史

以上

弐拾八人

土

己 拾六 拾 1. 弐人

足軽中間

農兵 弐拾四人

メ八拾人

夫役十七人 三拾人 阿月

都合百廿七人

ていたことが窺える。 徴発された四七人の夫役人数を含んで、総人数一二七人から構成され 闘員および戦闘補助員とし、 た長持の類や、台所道具等諸道具の運搬に充てられている。ここか これに対し夫役人数は、 おり、下級の戦闘員として備のなかに編入されていることが窺える。 る。 **祢豊三郎が勤めており、これは奉公人の待遇を受けたものと考えられ** の手付を勤める。うち小荷駄奉行の槍持は、前出の嘉万村給領農兵刀 馬廻りや銃隊に編成され、 れに準じる一己通りは、 備付からこれら人数の配置を概観すると、大番通り以上の士分とそ この浦家の滋之助備は、 他の農兵は、運搬に力仕事の必要な砲隊と小荷駄警衛に配されて 陣場奉行・旗奉行や斥候などの役付のほか 小荷駄備を中心に、松明・火縄・蓑等の入っ 足軽中間の奉公人は、陪臣の鎗持や諸役人 小荷駄要員として阿月・嘉万村給領から 士・一己・足軽中間・農兵の八○人を戦

> 次にこの備を、 着到状から見てみよう。

着到

浦 滋 之助

中間四拾人

従者四拾人

凭 凭 疋 挺

野戦砲 小銃

本

三拾弐挺

以上

この着到状には夫役人数が記載されない。この教練において三〇〇〇 軍役動員に際して、農兵二四人を百姓身分としてではなく、奉公人身 中間は足軽中間と農兵を併せた人数となる。ここから浦家では、この を含み込んだ一手の備を編成して、これに参加しているのである。 分として藩へ届けるという操作を行っていることが判明する。また、 および武器数が記載される。このうち従者は前掲備付の士と一己を、 いるが、浦家でも軍役人数の外に、給領から夫役を徴発し、小荷駄備 石以上の諸家へは、兵糧もふくめ「武備一己前自分捌」が命じられて 着到状には、滋之助が召し連れた軍役相当の従者・奉公人数と、馬

内部での勤めにおいても奉公人に準じており、百姓夫役の延長に過ぎ

なかった文久二年の京摂出張時とは異なった位置付けが、

備内部に与

えられたのである。これは、

滋之助の進発上京御供下命にともない

員・戦闘補助員となっている。

この段階で農兵は、陪臣、

奉公人とともに、

浦家備における戦闘

農兵は、藩に対する届の上からも、

274

考えられる。 徴発され、 編成する必要が生じ、 浦家では、 おきたい。 夫役の総人数に占める割合が、三七%にも及んでいることを確認して 軍役人数とは別に、多くの夫役人数が小荷駄要員として給領から 給領取立農兵によって代替したのである。 従軍している。ここでは、 当役として山口警衛の任を負う製負と滋之助の双方に備を 浦家は、 備人数の確保が問題となったことに起因すると 軍役を勤めるに相応しい年格好の奉公人の不足 慶応期の夫役人数との関連で、 同時に今回の動員で

で、

Þ

択

備える軍事的緊張の下に置かれることとなる。 御手当向用心が申入れられ、さらに代官からの下知によって、 日山口を発し、一九日兵庫に着く。そこで禁門の変の敗報を受け、 の惣奉行から浦家へと命令伝達が行われるはずであるが、この時は、 毛利隠岐の指揮を受けるよう指示されており、動員に際して通常はこ 久三年夏、 之助以下、士分・農兵混合の三四、五人が出張する。浦家へは、 二〇日夕刻兵庫を出船、 二五〇石以下大組(馬廻)士から任用される代官が、高禄家臣家に対 さて、 動員を指令したのである。以降浦家とその給領は、 追手の襲来に備え、 世子進発の斥候備指揮を命じられた滋之助主従は、七月一二 上関・大島郡辺警衛が命じられた際、上関・大島郡惣奉行 上関宰判代官内藤左兵衛より、 二八日三田尻に帰着する。この敗報が伝わる 征長軍の進入に 浦家知行所へ 秋良佳 前文 翌

(2) 慶 応 期

(一八六五)正月には、 元治元年秋以降、 恭順を掲げる政府と諸隊との対立が激化し、 諸隊の軍事クーデターによって、終に武力衝 翌年

> 都合二〇三人の外に、小隊人数阿月分として、二八人の名前が書き上 突に発展する。 判明する。 阿月廿八人、相之浦三蒲(以下空欄)」の記事から、 げられている。この二八人は、閏五月十三日条の「農兵致替石割ニメ なる。そのため軍制にも大幅な改編が加えられた。 大番通り以上九一人、一己通り四八人、奉公人三〇人、平育者三四人 挙藩一致して防長二国防衛のための軍事体制確立を目指すことと 装備等が調査される。この時浦家が提出した器械・人数付には、 閏五月山口軍政方により、家臣団各家毎の陪臣・奉公人等の姓名 これに関連して、 この内訌を経て、 五月二四日条は以下の記事を載せてい 萩藩は武備恭順という政治路線を選 阿月の農兵数と この改革の過程

配候、 則書等旁今日一同相窺候、農兵者小隊丈相調候様、 右ニ付此度撰精いたし、阿月相之浦三蒲ニ而五拾五人ニ相定、規 〈前略〉 農兵役中帯刀差免候事 農兵是迄ハ百五六拾人も有之、 真之虚飾実用に不相 十右衛門致心

る。

選された農兵の地位の上昇を認めることが出来るが、しかし阿月農兵 当てられたことがわかる。 整を行い、そのうち二八人が阿月、他の二七人は相浦と三蒲村へ割り り、 は武士身分への編入を意味するものではない。 二八人のうち、 慶応元年五月、浦家の農兵数は一五〇人以上に 及んで いたのであ それまでの役中一刀免許を、 浦家ではこれを五五人にまで削減することに決め、 苗字が記載されるのは吉本嘉吉一人だけであり、 またこの段階で、 帯刀免許に改めている。ここに、 浦家は農兵規則書を制 石割で人数調 帯刀 精 定

さて、 山口軍政方は、 前述人数付の提出を受け、 浦家軍役を以下の

窓

ように指令した。

ti t

一小隊三拾弐人

士分持筒装条銃

足軽中間之間持筒剣銃小隊三拾弐人

農兵持筒同断

士官拾五人

内

小隊司令三人

嚮導 六人

半隊同 三人

押後 以 上_® =

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

出来なかったことを意味している。

しかし浦家農兵には、藩の農兵訓練規定に準じた定期訓練が浦家によって行われるほか、慶応元年一一月、「上関宰判其外近郷之士農調長州藩に特徴的な種々の軍事力が、一つの方面軍を形成している様期長州藩に特徴的な種々の軍事力が、一つの方面軍を形成している。また、藩に、家臣団諸家軍事力の再編が進行している。また、藩より目付・軍政に、家臣団諸家軍事力の再編が進行していることを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行していることを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行していることを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行しているとを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行しているとを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行しているとを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行しているとを示している。またに、家臣団諸家軍事力の再編が進行しているとを示している様の付」ることが出来る。

この浦家農兵は、翌慶応二年(一八六六)の四境戦争において、

大

であろう。 権の付与ではなくなっている。 されるが、ここでは農兵への賞美が、文久期に見たような、 助・田中清之助の三人が「勇壮心得方宜分」として、各銀一枚を下賜 島戦に動員される。 公人とともに銃隊にも編入されており、 農兵にも総て苗字が記載されるようになるのは、その一つの現れ 銃卒としての均質化が進行したと考えられる。 また、 この戦争では、 そこで農兵は、 それまでの砲隊に加え、 農兵のうち松本喜三郎・繁富床之 浦家銃隊内では、 この四境戦争以 小隊構成員 身分的特 陪臣・

Ł

間の小倉番兵である。この間の出張人数は六二人、ここには役人一二 いる。 張人名簿から陪臣・奉公人・農兵の別をすぐには判断出来なくなって なくされたことが確認されるのである。 夫役という、 身分・階層間の序列を解消する方向に働いたとは考えられない。 づく浦家銃隊内での序列に対応しており、 えるが、 元治元年の動員に比べて大幅に減少している。またこの出張人数中に 人と軍夫五人が含まれているが、小荷駄等の運搬にあたる軍夫数は く請から、 次の動員は、慶応四年正月二二日から閏四月一〇日までの約四ヶ月 農兵であることが確認される国行理太郎・藤本豊蔵らの名前が見 軍事力の洋式銃隊化とそこに配備される銃卒としての兵員確保の 軍役を勤める士と、その補助員としての奉公人、そして百姓の陣 勿論この名簿の筆順は、 前回大島戦と同様、 慶応軍制改革と実戦への動員の過程で、 身分と役に 規定 された 封建的軍事力内部での分業体制 出張者全員に苗字が付けられており、 身分・階層や軍事技術の習熟度等に基 戦闘員としての均質化が各 大きな変容を余儀 しか 出

> 也 す び

れ り、 る。 でとは異質な兵力を見出した。本稿で見た浦家の事例を整理しておく 封建的軍事力さらにはそれを規定する身分制そのものが解体されてい の一つを見出すことが出来よう。今後は、 えられる。ここに、 兵に戦闘者としての身分的特権——苗字帯刀を付帯させていったと考 として銃隊に編成されることとなる。その戦闘員としての動員が、 なると、藩の洋式銃隊化政策が家臣団諸家にまで貫徹されたことによ 近世の軍役体系のなかで動員しようとした時期といえよう。慶応期に するようになる。このうち元治期までは、農兵を奉公人に身分変更し、 になると、浦家はこれをその軍事力における戦闘員の一部として動員 に大差はない。 系のなかでは非戦闘員であった百姓身分のなかに、農兵というそれま く過程を明らかにする必要がある。 幕末、 しかし、当初の動員では百姓夫役としての陣夫役と、労役の内容 浦家は、 農兵は、 封建的軍事力内部の身分制に規定された分業体制の一部が解除さ 対外的危機意識の高まりは、 まず異国船来航に備える郷土防衛のために農兵を組織す 百姓身分のままで陪臣や奉公人と同様の戦闘員 萩藩世子の進発上京が具体化する文久三年一〇月以降 長州藩において封建的軍事力が変容していく過程 近世の身分制に依拠した軍役体 藩の直轄軍事力も含めて、

諸家軍事力が内包する夫役人数の減少等、 の事例を蓄積し、 置付ける作業が必要であることは勿論である。 この問題を考えるうえで、他給領や蔵人地、 それを藩の軍制政策と長州藩軍事力の総体の中に位 幕末における動員体制の変 しかし、 各支藩等における動員 その際家臣団

史

れる新しい軍事力創出の過程として、再構築が必要な時期に来ている身分制に依拠した封建的軍事力の変質・解体過程と、そこから摸索さとであると考える。長州藩諸隊の研究は、長州藩における近世諸隊軍事力の、藩権力に対する自立性・自律性を議論にする際にも重諸隊軍事力がかりでなく、いわゆる主機制等の問題も含めて、具体的に検討する必要のあることが明らかれる新しい軍事力創出の過程として、再構築が必要な時期に来ている事が関係であると考える。長州藩諸隊の研究は、長州藩における近世を入るの間題も含めて、具体的に検討する必要のあることが明らかれる新しい軍事力創出の過程として、再構築が必要な時期に来ている事分制に依拠した対域を関係である。

32

と考えられるのである。

- ① 筆者は、長州藩を本藩と四支藩の総称として用い、本藩には萩藩の呼称
- 明治維新』吉川弘文館、一九九八年)に、詳細な整理がある。② 奇兵隊研究については、田中彰氏「奇兵隊研究と明治維新」(『長州藩と
- 回 三宅紹宣氏は、「幕末期萩市勇隊の結成と展開」(『山口県地方史研究』 第四七号、一九八二年)で、奇兵隊に偏在した諸隊研究の現状を批判し、 第四七号、一九八二年)で、奇兵隊に帰居して、 第四七号、一九八二年)で、奇兵隊に帰居して、 第四七号、一九八二年の現状を批判し、 第四七号、一九八二年)で、奇兵隊に帰居して、 第四七号、一九八二年の日、 第四七号、一九八二号、 第四七号、一九八二年が、 第四七号、一九八二十号、 第四七号、 第四七号 第四七号
- 史評論』五九三、一九九九年)等。事と近代日本』岩波書店、一九九三年)、「慶応軍役令と歩卒 徴発」(『歴革と近代日本』岩波書店、一九九三年)、「慶応軍役令と歩卒 徴発」(『歴史評論』四九九、一九九一年)、「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』四九九、一九九一年)、
- の軍隊の実質的解体」と評価する(同氏前掲書一八二頁)が、実質的解体⑤ 小川亜弥子氏は、慶応軍制改革における家臣団の銃隊化を、「封建制下

- の内容が具体的に述べられているわけではない。
- の役職に就き、功績により老中に任じられ家老に列する。家は、馬廻組を統轄する大組頭や藩主に近侍し手廻組を統轄する手廻頭等余から三○○○石以上が一一家、一○○○石以上が二八家ある。これら諸の役職に就き、功績によ の六一○○石
- 四三六頁、マッノ書店、一九八六年)があり、総て相給である。 二八八石、同上関に一一五.七一一石、美祢郡嘉万村に四五三.一八二の 三七二一.四三二石。内知行所は、熊毛郡上関宰判伊保庄に一四四一.
- 川弘文館、一九九三年)等の研究がある。(岩波書店、一九九〇年)、笠谷和比古氏『近世武家社会の政治構造』(吉)近世期の軍事力編成については、高木昭作氏『日本近世国家史の研究』
- 『日本の社会史』第四巻、岩波書店、一九八六年。
- とのみ記載するのは、この「浦日記」よりの引用である。 以下年月日条 毛利家文庫七一藩臣日記二「浦日記」、山口県文書館蔵。 以下年月日条
- ⑪ 『周布政之助伝』上、三〇〇頁、東京大学出版会、一九七七年。
- ② 文久三年一一月二七日条。
- ⑬ 同一一月二七日条。
- (藪田貫氏編『民衆運動史3社会と秩序』青木書店、二〇〇〇年)。 「幕末維新期における豪農層の動向――長州藩地域を中心にして――」
- ゆ の問題については、宮地正人氏『幕末維新期の社会的 政治 史研 究』として、今後さらに検討が必要である。として、今後さらに検討が必要である。
- 「浦日記」は、毛利豊之進内上田従平よりの六月二一日の廻達として、六(岩波書店、一九九九年)がある。
- 文久三年七月一二日条。

月二三日条にこれを載せる。

政治構造』(吉川弘文館、二〇〇〇年)等の研究がある。) この兵の観念については、高木氏前掲書、根岸茂夫氏『近世武家社会の

- 21) 同七月二九日条。
- 臣通り・大番通りが士分、 一已通りは士に準じる一 代抱 え、 その下に中 浦家陪臣の階層構成は今後の検討課題であるが、現段階においては、中 ・小者と呼ばれる奉公人がいたと考えている。
- 文久二年四月二日、三日、六日条。
- の転換過程等を検討するうえで重要な情報を提供してくれるが、それにつ いては、稿を改めて検討する。 備立――陣押とその構成者は、戦闘様式や、家臣団軍事力の洋式銃隊へ
- 士・一己・中間とともに農兵三人に支給されている。 文久二年五月四日条の国へ差し返す人数案に、四人の農兵の名前が見 ・また同五月六日条には、供中差閊のための若干の下賜金が、役人・諸
- 四人余であるが、ここでは陪臣・奉公人を合わせてそれを上回る八〇人が 練用意物覚」、元治元年六月朔日条)、三七二一石余の浦家の軍役人数は七 動員されていることとなる。 この教練では、一○○石に付二人の人張が達せられており(子五月「教
- 子五月「軍勘渡之事」、同六月朔日条。
- んで構成されたものと考えられる。 負八二人、滋之助九二人の備立を定めており、その際両備の中には、農兵 繁枝原教練の備付は、これを基に、それを上回る農兵・夫役人数を組み込 五人、水陸夫役二五人宛が計上されている(文久三年一〇月一八日条)。 浦家では、前年九月、嫡子滋之助へ京都進発御供の内示を受けた後、 靱
- としての陣夫役と、給領から取り立てられる百姓夫役をめぐる評価が重要 の在り方との関連で検討が必要であり、そこでは軍役人数の内容や、国役 な論点になると考える。これについては今後の課題としたい。 この高禄家臣に対する萩藩の動員体制については、近世期を通じた動員
- 30 進発上京時の備付を整えることであったことから、同程度の動員があった ものと考えられる。 滋之助上坂時の出張人数は、今のところ不明だが、前述教練の目的が、
- 31 元治元年七月二八日条。
- (33 文久三年七月六日条。

32

同七月晦日条

- 3 網が十分に整備されない状態で、禁門の変以降の軍事的緊張を迎えること そのほとんどが居宅を給領へ移しており、藩政諸機関や諸家との情報連絡 ついては、今後の検討課題である。 た状況を生じている。この命令伝達経路の錯綜による支配関係の変化等に となる。そのため、行政組織・軍事組織等、様々の命令伝達経路が錯綜し 萩藩では、文久改革以降家臣に給領での住居を奨励し、高禄家臣諸家は
- を備後と改める。 この間浦家では、五月二八日靱負の隠居が認められ、 滋之助が家督、 名
- 慶応元年閏五月一一日条。

36

(35)

- 37) まれている。 ここには、本人・嫡子ばかりでなく、その二・三男や陪臣の家来等が含
- 38 慶応元年閏五月一二日条。
- 39 同閨五月晦日条。
- 40 中である。 この慶応軍制改革における家臣団軍事力の再編については、別稿を準備
- が確認されている(慶応元年七月一一日条)。 「千石已上下地持之面々者、是迄之通百石弐人之御作法弥無相違」きこと 人張りについては、同年七月藩からの軍制改革に関する達のなかで、
- 役人数も、石高を基準として賦課される性格に変更はないことが確認され の差し出しが命じられている(一二月一三日条)。ここから、 からは、石貫高に当る軍役七人が免除され、二三七一石余に当る軍役人数 地難渋之所帯」を理由に、軍役人数の軽減を願い出ている。これに対し藩 四二八石五斗について、「知行高之内、石貫銀御加増石前書之通ニて、下 慶応三年一一月、浦家は公借預石分を差し引いた三一四九石余のうち、 慶応期の軍
- 4 ら、当然この農兵一小隊分の装備と諸経費も浦家の負担となる。 慶応元年一一月一八日条。

いわゆる諸隊とは違い、家臣団諸家は武器の 自弁が 原則であることか

43

- 45 同一一月一三日条。
- 46 同二年六月二三日条。
- 47) 同四年二月一二日条。

窓

一大大学出版会、一九九二年)が載せる栗屋帯刀家(四九一五石余)の阻川兵の事例では、浦家と異なり農兵への応徴者がない。
 一大学出版会、一九九八年)において指摘した「日本型傭兵」がったことから、村が買食層・日用層から農兵を雇用している。これは吉田伸之氏が「日本近世におけるプロレタリア的要素」(『近世都市社会の身にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期にこの期の軍事力構成の特徴の一部を示したものであり、これは、幕末期により、「近世都市社会の身体な階層によって構成されていることを示しているといえより。

律性の問題の上に再検討されるべきであると考える。 あるが、これは近世の萩藩家臣団諸家軍事力の藩権力に対する自立性・自一の 諸隊の自立性をめぐって、井上勝生氏と青山忠正氏の間に見解の相違が

の生き方―』吉川弘文館、二〇〇〇年)を得た。海防―萩藩陪臣の幕末―」(佐々木克氏編『それぞれの明治維新―変革期(付記) 本稿脱稿後、浦家農兵について言及した岸本覚氏の「秋良敦之助と